

入札説明書

この入札説明書は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号。以下「会計規則」という。）及び本件委託契約に係る入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

(1) 件名

愛媛県新生児マススクリーニング検査業務委託

(2) 委託業務名及び数量

愛媛県新生児マススクリーニング検査 一式

(3) 委託業務の内容等

愛媛県新生児マススクリーニング検査実施要綱、愛媛県新生児マススクリーニング検査業務委託仕様書及び愛媛県新生児マススクリーニング検査業務委託単価契約書（案）による。

(4) 委託期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

(5) 入札方法

上記(2)について、仕様書の4に示す検査1件当たりの単価で行う。

なお、予定件数は見込数量であり、年間の検査件数を保証するものではない。

落札決定に当たっては、落札者が入札書に記載した金額を契約金額とし、その代金の支払いは、契約金額に検査実績数を乗じた金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）により行うこととするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5～7年度の製造の請負等に係る競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しない者であること。

(2) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

(3) 受託要件確認書の提出により、適切かつ確実に委託業務を遂行できる体制を証明した者であること。（受託要件確認書の作成方法、提出先、提出期限等は、別記1のとおり）

(4) 過去5年間に、精度管理を受けている者であり、かつ、当該精度管理の前年度の成績が良好な者であること。

(5) 仕様書に記載する履行手順に従い、仕様書に記載する検査対象疾病全てを仕様書に記載する検査方法により検査することが可能なものであること。

(6) スクリーニング検査従事者数は、検査技術者数1名以上及び受付・検査成績発行などの事

- 務職員1名以上がそれぞれ専任として確保されていること。
- (7) 先天性代謝異常疾患及び小児内分泌疾患の専門医からスクリーニング検査に関する指導を受ける体制を整備していること。

3 入札の日時及び場所等

- (1) 入札日時
令和6年3月19日(火) 午後2時00分
- (2) 入札場所
愛媛県庁第一別館5階 準備室
- (3) 開札
即時開札とする。

4 入札手続きに関する留意事項

- (1) 入札書(見積書)については、当日配布するものを使用し、直接提出すること(入札参加者又はその代理人は、必要な印鑑を持参のこと)。郵便、電話、ファクシミリ、その他の方法による入札は認めない。
- (2) 入札参加者又は代理人は、入札説明書、仕様書、別添契約書(案)、会計規則及び契約に関して知事が別に定めるものを熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、質疑事項がある場合は、12(3)のとおり、説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ消滅しないもので記載又は押印し、入札金額は、アラビア数字を用いること。
- (5) 書類への押印に際しては、ゴム印や浸透性スタンプ印等、材質に耐久性がない印鑑の使用や保存性のないインク等の使用は認めない。ただし、押印に代わるものとして、外国人による署名は認める。
- (6) 入札参加者の代理人は、委任状に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印しなければならない。
- (7) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかなければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。
- (8) 提出した入札書の返還、引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- (9) 入札執行者は、必要と認めるときは、当該入札の執行を中止し、若しくは取消し、又は入札日時を変更することができる。この場合において入札執行者は入札者の損害に対する責を負わないものとする。
- (10) 入札参加者又はその代理人の入札金額は、受託業務に係る一切の諸経費を含めて入札金額を見積もるものとする。なお、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。

5 入札会場における留意事項

- (1) 入札及び開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。なお、原則的に、入札会場には、入札執行事務に関係のある職員を除き、他の者は入室できない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後は入札会場に入場できない。また、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札が終了するまで、退場することができない。
- (3) 代理人による入札を行う場合には、代理人は、入札会場において、入札開始前に、入札権限に関する別添「委任状」を提出し、入札執行者の確認を受けなければならない。
- (4) 入札会場において、次の各号の一に該当する者は、当該会場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者。
 - イ 公正な価格を害し、又は、不正な利益を得ようとするための連合をした者。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について2人以上の者の代理人となることはできない。また、他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (6) 予定価格の制限範囲内の価格での入札がないときは、3回を限度として入札をするものとする。3回の入札をするもさらに落札者がいないときは、2回を限度として見積に移行するものとする。

6 無効の入札書

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。この認定は、入札執行者が行い、入札参加者及びその代理人は、異議の申し立てができないものとする。

- (1) 入札に参加する資格のない者又は代理権限がない者が入札したとき。
- (2) 入札参加者又はその代理人が2以上の入札をしたとき。
- (3) 入札参加者又はその代理人が、他の入札参加者の代理をして入札したとき。
- (4) 入札書の入札金額を訂正して入札をしたとき。
- (5) 「入札金額以外を訂正した入札書」又は「訂正した委任状」において、適正な訂正印のないとき。
- (6) 入札書及び委任状の金額、記名・押印その他必要な記載事項を確認できないとき。
- (7) 本人が入札する場合は、入札書に入札参加者本人の氏名及び押印のない又は判然としないとき。代理人が入札する場合は、入札書に入札参加者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないとき。
- (8) 入札書及び委任状において、委託業務等の名称に重大な誤りのあるとき。
- (9) 代理入札において、必要な要件を備えていないとき。
 - (参考) 代理入札において、見られる無効の例
 - ア 代理入札であるにもかかわらず、入札参加者本人による入札書を提出したとき（入札書を厳封して持参したとしても無効）
 - イ 入札書に代理人氏名の記載がないとき
 - ウ 代理人の印影が、入札書と委任状で異なっているとき
 - エ 委任状に代表者印がないとき（社印は意思表示にならない）
 - オ 委任状に代理人の印がないとき
 - カ 入札書に代理人の印がないとき

- キ 入札書に代理人の印と代表者印の両方が押印されているとき（意思表示者が不明）
- ク 代理人の印が浸透性スタンプ印であるとき など
- (10) 入札者が連合して入札をしたと明らかに認められるとき。
- (11) 入札者が入札に際して不正の行為をしたと明らかに認められたとき。
- (12) 再度の入札において、前回の最低入札金額を上回る額の入札をしたとき。
- (13) 入札者が入札に関し県の担当者の指示に従わなかったとき。
- (14) その他愛媛県会計規則又は入札に関する条件に違反したとき

7 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格でもって申込をした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上ある場合は、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定するものとする。この場合において、くじを引かない者があるときは、入札事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせるものとする。
- (3) 入札価格に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。また、入札価格は、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。
- (4) 開札の結果、次のいずれかに該当すると認められるときは、予定価格の範囲内で最低の価格の入札をした者を落札者とし、ない場合がある。また入札参加者は、入札執行者の行う調査に協力しなければならない。
 - ア 契約の相手方となるべき者の申込による価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき。
 - イ その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱す恐れがあつて著しく不相当と認められるとき。
- (5) 落札者を決定したとき、落札者を決定したこと、落札者の氏名並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に入札会場にて告知するものとする。
- (6) 入札参加者及びその代理人は、入札後、入札手続、会計規則、仕様書、契約事項等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (7) 入札参加者及びその代理人は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退できる。入札を辞退するときは、その旨を入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出することにより、申し出るものとする。また、再度の入札において、当初辞退した入札参加者及びその代理人は、以降の入札に参加できないものとする。
- (8) 落札者は、指定の期日までに契約書を取り交わすものとする。契約書の作成においては、まず、契約の相手方と決定した者が押印し、さらに知事が、その送付を受けて、押印するものとする。落札者が、指定の期日までに契約の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すことがある。
- (9) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (10) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

8 契約条項

契約書（案）及び仕様書のとおり。

9 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札に際しては、入札者が見積もる契約金額に10,000を乗じて得た額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。
ただし、「入札（契約）保証金免除申請書」を提出し、「入札（契約）保証金免除決定通知書」により免除の決定を受けた者は、これを免除する。（別記2「入札（契約）保証金について」参照）
- (2) 入札保証金の納付は、3（1）及び（2）で定める日時及び場所にて行う。
- (3) 入札保証金は、落札者が契約をしないときは、愛媛県に帰属する。
- (4) 入札保証金に係る取扱いについては、会計規則の規定による。

10 契約保証金

- (1) 契約保証金は契約金額に10,000を乗じて得た額の10分の1以上の額とする。
- (2) (1)に定めるもののほか、契約保証金に係る取扱いについては会計規則の規定による。

11 資格審査に関する事項

2の資格審査に関する事項の照会先並びに申請書の提出先

愛媛県 出納局 会計課 用品調達係

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 089-912-2156

12 その他の事項

- (1) 入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が、本件調達に関して要した費用については、すべて当該者が負担するものとする。
- (2) 事務を担当する部局
愛媛県 保健福祉部 健康衛生局 健康増進課 母子保健係
〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話番号 089-912-2405
- (3) 質疑事項の取扱い
ア 受付方法及び受付期限
質疑事項がある場合は、令和6年3月6日（水）午後5時までに、別添「質問書」を、電子メール、郵送又はファクシミリ又は持参の方法により提出すること。
なお、電子メールの場合は、件名を必ず「愛媛県新生児マススクリーニング検査業務委託の質問」とし、愛媛県健康増進課のメールアドレス（healthpro@pref.ehime.lg.jp）に送信すること。
イ 回答方法
速やかに、質問書に記載されたメールアドレスに回答を返信する。
さらに、すべての質問を取りまとめ、入札参加者（受託要件確認書の提出を受け、入札

参加可能となった者) 全者に、入札日までに電子メールで回答を送信する。

- (4) 本事業は、令和6年度当初予算案を審議する愛媛県議会において、当該予算が成立することを条件に行うものであり、事業内容の変更や業務実施を取りやめる可能性があるので留意すること。

別 記

1 受託要件確認書の取扱い

(1) 受託要件確認書の作成方法

別添「受託要件確認書」を記載する。

確約事項等が含まれているので、受託要件確認書の内容をよく吟味すること。

なお、虚偽の記載を行った場合や、落札後に確約事項を満たせない場合など、入札参加資格停止措置を行う場合があるので、注意すること。

(2) 提出先及び提出期限

令和6年3月8日（金）午後5時までに、下記の場所に持参又は郵送（期限必着）にて提出してください。

愛媛県 保健福祉部 健康衛生局 健康増進課 母子保健係

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 089-912-2405

(3) 入札参加の可否の通知

提出された受託要件確認書の内容を確認し、入札の参加の可否について、入札日の前日までに提出者に書面で通知します。

2 入札（契約）保証金について

(1) 入札保証金

ア 入札説明書に記載しているとおり、入札に先立ち入札保証金の納付が必要です。
必要な金額をいずれかで納付してください。

・現金

・小切手（入札日の10日前から入札日までの間に振出されたもの。指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をしたものに限る。振出人が入札参加者の小切手は取扱不可）

※指定金融機関等は別紙のとおり。

イ 入札保証金の額

入札者が見積もる入札金額×110/100×10,000の金額の100分の5以上が必要です。

（例）入札書に10,000円と記入する場合

$10,000 \text{円} \times 110/100 = 11,000 \text{円} \cdots \text{入札者が見積もる契約金額}$

$11,000 \text{円} \times 5/100 \times 10,000 = 5,500,000 \text{円} \cdots \text{入札保証金額}$

ウ 納付期限及び方法

① 入札前までに入札保証金納付書（別添様式参照）により納付してください。

入札保証金納付書には、次のとおり押印が必要です。

・「代表者本人」が入札に参加する場合 → 代表者印

・「代理人」が入札に参加する場合 → 委任状に押している印（代表者印は不要）

② 金額等を確認したうえで、入札保証金保管書を交付します。

③ 入札終了後、不落札の方には入札保証金を還付します。その際、保管金受領書に200円の収入印紙を貼付してください。

④ 落札者には、契約保証金納付の際（契約保証金を免除するときは契約締結後）に入札保証金を還付します。その際、保管金受領書に200円の収入印紙を貼付してください。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額に10,000を乗じて得た額の10分の1以上の契約保証金が必要です。契約保証金の納付方法については、別途通知します。

ただし、下記(3)イ等に該当する場合は免除されます。

(3) 免除

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、当該保険契約の証書を提出することにより、入札保証金が免除されます。

イ 過去2年間において、国及び地方公共団体等と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行している実績がある場合は、別添「入札（契約）保証金免除申請書」を提出することにより、入札（契約）保証金が免除される場合があります。

・入札（契約）保証金免除申請書の提出先及び提出期限

令和6年3月6日（水）午後5時までに下記の場所に持参又は郵送（期限必着）にて提出してください。

愛媛県 保健福祉部 健康衛生局 健康増進課 母子保健係

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 089-912-2405

・審査結果の通知

入札日の前日までに提出者に書面で通知します。